

特定処遇改善加算の情報公表について

社会福祉法人 善光会では、運営する介護福祉事業所において、令和元年度より介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」といいます。）を算定しています。特定加算を算定する事業所には、事業所における特定加算に基づく取組についての情報を外部から見える形で公表することが、要件として定められています（見える化要件）。

そこで、見える化要件にて定められる特定加算算定に係る当法人の公表事項について、下記のとおり、公表いたします。

記

1. 特定加算の取得状況

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

2. 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
労働環境・処遇の改善	ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化

	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
その他	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	非正規職員から正規職員への転換
	障害福祉サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化

以上